

○ 宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例適用者承認申請書

第5号様式（第5条関係）

1 令和3年5月20日 北九州市長様	2 特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	●●●●●●●●●●●●●●									
		氏名又は名称 及び代表者氏名	株式会社北九州市税観光 代表取締役北九太郎									
		住所又は所在地	福岡県北九州市◆◆1-2-3									
		担当部署名 及び担当者氏名	株式会社北九州市税観光 経理部 北九次郎 電話●●●●-●●●●-●●●●									
3 施設	3	名称又は 届出番号(※)	市税ホテル									
		所在地	福岡県北九州市◆◆4-5-6									
		施設番号	123456789									
宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例適用者承認申請書												
北九州市宿泊税条例第12条第2項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。												
経営開始年月日	4	令和元年●月●日	経営申告書提出日	令和2年●月●日								
北九州市宿泊税条例第12条第3項の規定による承認の取消し	5	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	取消年月日	年 月 日								
申請日の属する月の前12月間の宿泊税の納入すべき金額の合計額	6	535,200円										
宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定	7	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	決定年月日	年 月 日								
市税に係る徴収金の滞納	8	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	宿泊税の徴収の確保に支障を及ぼす財産の状況その他の事情	9	有・ <input checked="" type="radio"/> 無							

注意

※印の欄の届出番号については、住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者にあつては、同法第3条第1項に規定する住宅宿泊事業の届出に係る届出番号を記入してください。

(日本産業規格A4)

1 「提出年月日」欄

- 申告書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- 申告者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- 法人の場合は、法人番号を記載してください。
- 応答部署名及び担当者欄には、宿泊税を担当する方の氏名及び連絡先を記載してください。

3 「施設」欄

- 施設の名称、所在地、電話番号、施設番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出番号を記載してください。
- 「施設番号」欄には、経営申告書を提出していただいた後に北九州市から通知する9ケタの施設番号を記載してください。

4 「経営開始年月日・経営申告書提出日」欄

- 「経営開始年月日」欄には実際の営業開始年月日を記載してください。
- 「経営申告書提出日」は北九州市に経営申告書を提出した年月日を記載してください。

5 「北九州市宿泊税条例第12条第3項の規定による指定の取消しの有無・取消し年月日」欄

- 過去に申告納入期限の特例の適用の取消を受けている場合は「有」に記載し、取消年月日を記載してください。過去に適用の取消を受けていない場合は「無」に記載してください。
- 取消の日から1年を経過していない場合は特例の承認を受けることはできません。

6 「申請日の属する月の前12月間の宿泊税の納入すべき金額の合計額」欄

- この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において納入すべき宿泊税の合計額を記載してください。
- 上記の金額が240万円を超える場合は、特例の承認を受けることはできません。

7 「宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定の有無・決定年月日」欄

- この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金の決定を受けた場合は「有」に記載し、決定年月日を記載してください。受けていない場合には「無」に記載してください。
- この期間に加算金等の決定を受けている場合は、特例の承認を受けることはできません。

8 「市税に係る徴収金の滞納の有無・宿泊税の徴収の確保に支障を及ぼす財産の状況その他の事情の有無」欄

- この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、市税（宿泊税に限りません）の滞納がある場合には「有」に、ない場合には「無」に記載してください。
- この期間に市税の滞納があった場合は、特例の承認を受けることはできません。

9 「宿泊税の徴収の確保に支障を及ぼす財産の状況その他の事情の有無」欄

- 特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がある場合には「有」に、ない場合には「無」に記載してください。
- 宿泊税の徴収の確保に支障がある場合には、特例の承認を受けることはできません。